

種 類	納 期 限		
町県民税 (税務室 ☎26-2237)	1期	6月30日(月)	
	2期	9月1日(月)	
	3期	9月30日(火)	
	4期	12月1日(月)	
固定資産税 (税務室 ☎26-2238)	1期	4月30日(水)	
	2期	7月31日(水)	
	3期	10月31日(金)	
	4期	12月25日(水)	
軽自動車税(種別割) (税務室 ☎26-2237)	全期	6月2日(月)	
国民健康保険税 (保険室 ☎26-2249)	1期	7月31日(水)	
	2期	9月1日(月)	
	3期	9月30日(火)	
	4期	10月31日(金)	
	5期	12月1日(月)	
介護保険料 (介護高齢室 ☎26-2247)	6期	国保税は 12月25日(水)	
		それ以外は 令和8年1月5日(月)	
	後期高齢者医療保険料 (保険室 ☎26-2249)	7期	令和8年2月2日(月)
	8期	令和8年3月2日(月)	
下水道受益者負担金 (下水道室 ☎26-2284)	9期	令和8年3月31日(火)	
	1期	6月30日(月)	
	2期	9月30日(火)	
	3期	12月25日(水)	
学校給食費 (給食センター ☎54-3225)	4期	令和8年3月2日(月)	
	上下水道使用料 (上水道室 ☎54-1118)	毎月末(㊦㊧の場合)は翌月の開庁日 12月分は令和8年1月5日(月) ただし、8月の給食費の納入はありません。	

## 令和7年度 町税・料金の納期限

令和7年度の町税や料金の納期限日は、左の表の通りです。

役場の税務会計課(審査出納係)窓口や各金融機関で納付できます。

また、コンビニエンスストア、PayPay、auPAY、d払いでも納付できます。(下水道受益者負担金、学校給食費を除きます。)

### 納付には口座振替が便利!

納め忘れがなく便利な口座振替をぜひご利用ください。

口座振替の申請は、振替希望金融機関の窓口でできます。また、インターネットを利用して口座振替の申込みができるWeb口座振替受付サービスも利用できます。



▲Web口座振替受付サービス

### ●口座振替が可能な金融機関

- ・群馬銀行
- ・東和銀行
- ・ゆうちょ銀行
- ・利根郡信用金庫
- ・北群馬信用金庫
- ・しののめ信用金庫
- ・ぐんまみらい信用組合
- ・中央労働金庫
- ・北群渋川農業協同組合

1月1日時点の状況で課税します

## 忘れずに納付してください 固定資産税

固定資産税は、毎年1月1日に土地・家屋・償却資産(固定資産)を所有している人が、町に納める税金です。

固定資産の所有者に、令和7年度分の納税通知書を4月中旬に発送します。納期限は上の表の通りです。

※納税通知書に同封する資産の明細には土地・家屋の物件ごとに固定資産税相当額が記載してあり、確定申告時の農業所得や不動産所得の必要経費(租税公課)の計算に役立ちます。令和7年分の申告時期まで保管しておくことをお勧めします。

問い合わせ先 税務会計課 税務室 ☎26-2238(直通)

税率などが決定しました

## 令和7年度国民健康保険税



国保税は前年の収入状況をもとに計算され、7月中旬に納税通知書などが発送されます。各期納期限内の納付をお願いします。

令和7年度の税率などについては、下記の通りです。地方税法の改定に伴い、医療保険分と後期高齢者支援金分の賦課限度額および軽減判定所得が変更となりました。

### 各種申告・届け出について

収入の申告をしていない人や、国保加入・離脱・解雇や倒産などの非自発的失業などの届け出をしていない人は、必ず申告・届け出をしてください。税額が変更になる場合があります。各種申告・届け出に必要なものについては、町ホームページを確認してください。

### 口座振替をご利用ください

保険税の納付には、口座振替が便利です。納め忘れの心配がなく、還付が発生した場合も速やかに還付されます。

金融機関窓口に行かず、インターネットを利用して口座振替の申し込みができるWeb口座振替受付サービスも行っています。ぜひご利用ください。



▲web口座振替受付サービス

▼問い合わせ先  
住民課 保険室  
☎ 26・2249 (直通)

## 税率など

	医療保険分 (全ての被保険者)	後期高齢者支援金分 (全ての被保険者)	介護保険分 (40～64歳の被保険者)
所得割	世帯の加入者全員の課税所得 ×6.7%	世帯の加入者全員の課税所得 ×2.2%	世帯の加入者全員の課税所得 ×1.6%
均等割	世帯の加入者数 ×27,400円	世帯の加入者数 ×8,400円	世帯の加入者数 ×6,700円
平等割	1世帯につき25,800円	1世帯につき9,200円	1世帯につき7,600円
賦課限度	改定前65万円→改定後 <b>66万円</b>	改定前24万円→改定後 <b>26万円</b>	変更なし17万円

※課税所得=前年の総所得金額-基礎控除額43万円  
※未就学児は、均等割額が一部軽減されます。

## 軽減割合

軽減割合	世帯(世帯主、被保険者など)の総所得	
7割軽減	変更なし	43万円+10万円×(給与所得者などの数-1)以下
5割軽減	改定前	43万円+29万5千円×被保険者数+10万円×(給与所得者などの数-1)以下
	改定後	43万円+ <b>30万5千円</b> ×被保険者数+10万円×(給与所得者などの数-1)以下
2割軽減	改定前	43万円+54万5千円×被保険者数+10万円×(給与所得者などの数-1)以下
	改定後	43万円+ <b>56万円</b> ×被保険者数+10万円×(給与所得者などの数-1)以下

軽減割合・該当条件が改正されました

## 令和7年度後期高齢者医療保険料

令和7年度の軽減割合・該当条件に改正がありましたので、下表の通り変更となります。

前年の収入状況が確認できる6月に正式な保険料額が算定され、その後納入通知が発送となります。本年も7月中旬(年金天引)については、仮徴収決定通知書を4月初旬、本徴収決定通知書を8月下旬に発送予定です。

### ▼問い合わせ先

住民課 保険室

☎26・2249(直通)



### 均等割の軽減

軽減割合	軽減該当条件 (均等割額の軽減は、同一世帯の被保険者と世帯主の総所得金額などの合計額で判定します。)	軽減後均等割額
7割軽減	[43万円+10万円×(年金・給与所得者の数-1)]以下	14,730円
5割軽減	[43万円+10万円×(年金・給与所得者の数-1)+30万5千円×(世帯の被保険者数)]以下	24,550円
2割軽減	[43万円+10万円×(年金・給与所得者の数-1)+56万円×(世帯の被保険者数)]以下	39,280円

※「10万円×(年金・給与所得者の数-1)」の部分は年金・給与所得者の数が2以上の場合のみ計算します。  
 年金・給与所得者の数は同一世帯の被保険者と世帯主のうち、以下のいずれかの条件を満たす人の数です。  
 ・給与収入が55万円を超える人(給与収入のうち事業専従者給与分を除く)  
 ・前年の12月31日現在65歳未満かつ公的年金等収入額が60万円を超える人  
 ・前年の12月31日現在65歳以上かつ公的年金等収入額が125万円を超える人

### 今月の納税

固定資産税 ……………1期

**納期限 4月30日(水)**

コンビニエンスストア、PayPay、auPAY、d払いでも納付できます。また、便利で確実な口座振替もご利用ください。

### 定例教育委員会の傍聴

- 日時 4月25日(金) 8:00～
  - 場所 文化センター2階研修室
  - 定員 先着8人
- ※当日直接会場へお越しください。

#### 〈問い合わせ先〉

教育委員会事務局 教育総務室  
☎26-2285(直通)

### 令和7年度 公共工事の発注予定概要について

吉岡町で発注する公共工事の予定を毎年4月に公表し、10月に更新の上公表しています。対象は、町が発注する250万円以上の公共工事です。

▶閲覧はこちらから  
 (ぐんま電子入札共同システム:  
 URL [https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/ebia/servlet/p?job=AcDantaiZTop&kikan\\_no=0345](https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/ebia/servlet/p?job=AcDantaiZTop&kikan_no=0345))



※公開されている内容は、公開した時点の見直しであるため、実際に発注する案件と異なる場合や、公開されていない案件が発注される場合があります。

#### ▶問い合わせ先

企画財政課 財政室 ☎26-2236(直通)